平成２５年（フ）第８５号
茨城県日立市森山町１丁目33番７―103号
債務者　米子のりえ（旧姓森池）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９１号
茨城県日立市滑川本町１丁目19番６―302号
債務者　高木　みえ
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９２号
茨城県北茨城市中郷町小野矢指91番地４朝日ビル201号
債務者　大森　　淳
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９３号
茨城県北茨城市磯原町磯原910番地の１
債務者　大森　芳枝
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９７号
茨城県日立市十王町友部162番地５
債務者　幕田　美也
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９８号
茨城県日立市東金沢町１丁目17番13―202号
債務者　高松　美絵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４２３号
岐阜市鏡島南４丁目３番52―301号セゾン南
債務者　走川　理沙
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５３１号
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―1101号
債務者　円山　絹代
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目53番13―505号
債務者　森こと　金　　泰子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６１号
沖縄県南城市大里字稲嶺2127番地226　６―11
債務者　大田　佳浩
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１３２号
秋田市飯島字天ノ袋44番地１
債務者　筒井　和雄
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字芝堤上21番地の６、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字万正寺字沼田脇18番地
債務者　佐藤　眞伊
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字芝堤上21番地の６、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字万正寺字沼田脇18番地
債務者　佐藤　蝶子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
福島県白河市久田野塚田33番地１　ラヴァーズハウス１―102
債務者　根本　康彦
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前79番地の10
債務者　石堂　寛義
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第７０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3125番地の50　クローバーマンション304号
債務者　四家　章博
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１９１号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘５棟608号
債務者　當銘スヱ子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部